

2023 年度妊産婦健康診査等請求について (2)

神奈川県産科婦人科医会では、神奈川県内各市町村（横浜・川崎・横須賀の三市は除く）の妊産婦健康診査等請求事務を取り扱っております。

（神奈川県産科婦人科医会と医療機関との契約は結んでおりません。）

1. ご請求について

請求書・明細書・補助券（市町村送付用）を添えてご請求ください。

- ① 請求書・・・1 枚の請求書に各明細書の総合計をご記入ください。

請求書は月ごと・市町村ごとに分ける必要はありません。

- ② 明細書・・・市町村ごとに単価・件数・合計金額・保健指導の有・無を回数ごとにご記入ください。月ごとに分ける必要はありません。

- ③ 補助券・・・市町村送付用をお送り下さい。

（補助券のホチキス止め、バーコードへの穴あけはご遠慮下さい）

請求書・明細書については神奈川県産科婦人科医会ホームページ (<http://www.kaog.jp/>) よりダウンロードしてご使用下さい。

送付先 〒231-0037 横浜市中区富士見町 3-1 神奈川県総合医療会館 4F
神奈川県産科婦人科医会 TEL 045-242-4867 FAX 045-261-3830

2. ご請求期限について

ご請求は1 か月分（1 日～末日）をまとめて翌月 10 日必着にてご郵送ください。

（例：4 月 1 日～30 日受診分 → 5 月 10 日必着、5 月 11 日以降の到着分は原則として 5 月分扱いとなります）

～～ ご注意 ～～

2023 年度分（2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日受診分）は 2024 年 4 月 10 日必着で
ご請求ください。4 月 11 日以降は当事務局ではお受けできません。

3. 当事務局からのお支払いについて

- ① お支払日・・・ご請求月 3 ヶ月後の 25 日払い（例：4 月分→7 月 25 日）

振込手数料を差し引いてのお振込みとなります。

振込金額に関するお問い合わせは振込後 1 週間以内をお願いします。

- ② 振込手数料・・・**200 円**（今年度より変更となりました）

- ③ 償還払い・・・当事務局ではお受けできません、各市町村にお問合せ下さい。

妊産婦健康診査等変更について

2023年4月から変更・追加のある市町村は

鎌倉市・藤沢市・小田原市・逗子市・三浦市・大和市・伊勢原市・海老名市・座間市・南足柄市・綾瀬市（**新生児聴覚追加**）・寒川町・二宮町・開成町 です。

変更内容については以下をご参照ください。

鎌倉市

1. 新生児聴覚検査に対する補助を開始します。

AABR 3,000円

OAE 1,500円

2. 1か月児健康診査に対する補助を開始します。

補助額：3,000円

【お問合せ先】	【電話番号】
市民健康課 保健活動担当	0467 (61) 3944

藤沢市

藤沢市では2023年（令和5年）4月1日から、多胎妊婦の方への妊婦健康診査費用の補助と新生児聴覚検査費用の補助を実施します。

対象（者）と補助額は次のとおりです。

【妊婦健康診査（多胎追加）】

対象：多胎妊婦の方が、2023年（令和5年）4月1日以降に、14回を超えて受診妊婦健康診査（ただし、妊婦健康診査当日、藤沢市に住民登録のある者とする）

補助券の種類	1回の補助額
妊婦健康診査費用補助券（多胎1～5回目）	5,000円

※健診費用が補助額に満たない場合は、償還払い（払い戻し）の対象となります。

【新生児聴覚検査】

対象者：2023年（令和5年）4月1日以降に出生した児

（ただし、新生児聴覚検査当日、藤沢市に住民登録のある者とする）

補助券の種類	1回の補助額
新生児聴覚検査費用補助券（ABR・AABR）	3,000円
新生児聴覚検査費用補助券（OAE）	1,500円

※検査費用が補助額に満たない場合は、償還払い（払い戻し）の対象となります。

【お問合せ先】	【電話番号】
藤沢市 健康づくり課	0466-50-3522(直通)

小田原市

1. 多胎妊婦の方へ妊婦健康診査補助券を追加で交付します。

補助券の種類	補助金額
15回～19回	各回 5,000円

2. 新生児聴覚検査費用を補助します。

補助額： 3,000円（検査種類を問わず）

【お問合せ先】	【電話番号】
子ども若者支援課	0465-46-7025

逗子市

以下のように変更します。

1. 妊産婦健康診査費用補助額 増額

医療機関用 10,000円⇒12,000円

2～14回目および産婦健康診査費用補助券 3,000円⇒5,000円

多胎妊婦健康診査 15～19回(17. 18. 19新設) 3,000円⇒5,000円

2. 新生児聴覚検査費用補助開始（令和5年4月1日以降に出生した子）

A A B R用 3,000円 または O A E用 1,500円

検査対象：令和5年4月1日以降に出生した子が、令和5年4月1日以降に実施した検査

3. 妊婦・産婦健康審査費用追加補助券〈1,000円チケット〉廃止

【お問合せ先】	【電話番号】
子育て支援課子育て支援係	電話 046-873-1111 (内線 537)

三浦市

2023年（令和5年）4月1日より、以下のように産婦健康診査費用の追加助成を実施します。
対象：2023年4月1日以降に受診する産婦健康診査（産後8週間以内）

補助券の種類	補助金額
産婦健康診査	1回につき5,000円
産婦健康診査（追加分）	1回につき5,000円

令和5年4月1日現在、2枚目の産婦健康診査の補助券の作成中で、配布準備を行っております。令和5年4月1日以降、補助券を受け取る前に産婦健康診査を受診される場合には、償還払いの手続きをすることで助成を受けることが可能です。市への申請をご案内ください。また、健診費用が補助額に満たない場合も償還払いの手続きが可能です。

※ご請求の際、補助券の「実施医療機関記入欄」に記入漏れがないかご確認ください。
※エジンバラの点数が9点以上の場合や市の支援が必要と思われる場合は市へご連絡ください。

【お問合せ先】	【電話番号】
三浦市役所 保健福祉部 子ども課	046-882-1111 (内線：335・336・337)

大和市

新生児聴覚検査の補助を開始します。
補助額3,000円（検査種類を問わず）

【お問合せ先】	【電話番号】
すくすく子育て課 母子保健係	046-260-5609

伊勢原市

1. 令和5年4月1日より、妊婦健康診査補助券を増額します。

妊婦健康診査単価変更内容

補助券の種類	旧単価	新単価
<u>2～10回目</u>	3,000円	<u>5,000円</u>

※変更期日 令和5年4月1日受診分から変更

旧補助券でも、4月1日以降に健診を行う場合は、新単価に読み替えて御対応いただくようお願いいたします。

その他の補助券は変更ありません。

2. 令和5年4月1日以降に生まれた児を対象に、新生児聴覚検査費用助成を 開始します。(新規)

補助券の種類	補助金額
新生児聴覚検査	3,000円

* A A B R、A B R、O A E、いずれの検査でも補助金額は同じです。

* 令和5年4月1日以降に出生した児から助成の対象となります。

- 1、2、いずれも、健診等の費用が補助金額に満たない場合は、償還払いの手続きが可能です。市への申請をご案内ください。

【お問い合わせ先】	【電話番号】
子育て支援課 母子保健係	0463-94-4637

海老名市

以下のように変更・新設します。

1. 医療機関専用券（1回目）8,000円→10,000円に読替えて使用できます。
2. 医療機関専用券（2回目）6,000円を新設 現在の2回目券は読替えしません。
3. 2,000円金券新設

【お問い合わせ先】	【電話番号】
こども育成課 こども健康係	046-235-7885

座間市

(妊婦健康診査)

座間市では、令和5年4月1日交付の妊婦健康診査費用補助券から補助金額が次のとおりに変更となります。

旧	新
妊婦健康診査費用補助券 (医療機関専用券)	妊婦健康診査費用補助券 (医療機関専用券)
8,000円	10,000円

(新生児聴覚検査)

対象者：令和5年4月1日以降に出生した児

※検査費用補助額に満たない場合は、償還払い(払い戻し)の対象となります。

【お問い合わせ先】	【電話番号】
こども未来部 こども家庭課	046-252-7225

南足柄市

令和5年4月1日より新生児聴覚検査の費用助成を開始します。

対象検査：生後60日以内で初めて受けた新生児聴覚検査

検査の対象者：令和5年4月1日以降に出生した、検査当日に南足柄市に住民登録のある産婦の子。

助成金額：10,000円

【お問い合わせ先】	【電話番号】
南足柄市こども支援課	0465-73-8377

綾瀬市

【妊婦健康診査】

以下のように変更します。

1 回目 8,000 円⇒10,000 円

2 回目 4,000 円⇒10,000 円

ともに 2023 年 4 月 1 日受診分より読替えて使用できます。

【新生児聴覚検査】

新生児聴覚検査に対する補助を開始します。

対象者：令和5年4月1日以降に出生した本市に住民登録（予定）がある児

検査の種類	検査名	助成上限額
新生児聴覚検査 (※期限：生後60日まで)	自動聴性脳幹反応検査 (AABR)	3,000円 (児1人あたり)
	耳音響放射検査 (OAE)	3,000円 (児1人あたり)

補助券が利用できなかった産科医療機関・助産所、1回の検査費用が3,000円未満の場合は、検査費用額を上限として、市に還付請求できます。

【お問い合わせ先】	【電話番号】
綾瀬市役所 健康づくり推進課	0467-77-1133 (直通)

寒川町

2023 年 4 月 1 日から、新生児聴覚検査の請求が可能になります。

対象：新生児聴覚検査実施当日、寒川町に住民票のある新生児

補助券の種類	補助金額
新生児聴覚検査 (OAE)	1,500円
新生児聴覚検査 (ABR)	3,000円

助成額未満の場合は償還払いでの対応になります。

【お問い合わせ先】	【電話番号】
寒川町 学び育成部 子育て支援課	0467-74-1111

二宮町

産婦健診の補助を開始します。

産後 2 週間、産後 1 ヶ月 補助額はいずれも 5,000 円

開成町

開成町

2023 年（令和 5 年 4 月 1 日）から、開成町新生児聴覚検査費用一部助成します。

対象：令和 5 年 4 月 1 日以降に生まれた開成町に住民票があるお子さんが生後 3 か月以内に受けた検査

補助券の種類	補助金額
AABR または ABR	10,000 円
OAE	10,000 円

その他：新生児聴覚検査費用が補助金額に満たない場合は、償還払いの手続きが可能です。

【お問い合わせ先】	【電話番号】
子育て健康課健康づくり班	0465-84-0327